

輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和四十一年四月三十日通商産業省告示第百七十号）

最終改正：経済産業省告示第75号（令和8年6月26日）

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条の規定に基づき、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を次のとおり行ない、昭和三十九年四月通商産業省告示第二百三号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入に必要な事項の公表（第一回）を行なう等の件）は、廃止し、昭和四十一年五月一日から適用する。

一 輸入割当てを受けるべき貨物の品目は、次の表の第1に掲げる自由化されていない品目（以下「非自由化品目」という。）及び同表の第2に掲げる品目とする。

第1 自由化されていない品目（非自由化品目）

関税率表の 番 号 等	品 目	備考
0301・99-2	生きているにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	○
03・02	生鮮の又は冷蔵したにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）及びその卵、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）並びにさんま（コロラビス属のもの）	○
03・03	冷凍したにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）及びその卵、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）並びにさんま（コロラビス属のもの）	○
03・04	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	○
03・05	乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又は	○

	エングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラビス属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵並びに煮干し	
03・07	帆立貝、貝柱及びいか(もんごういかを除く。)(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)	○
03・09	にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオウ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コラビス属のもの)の粉並びにそれらの魚種のフィッシュミール並びに帆立貝、貝柱及びいか(もんごういかを除く。)の粉	○
1212・21-1	長方形(正方形を含む。)の紙状に抄製した食用の海草で、一枚の面積が430平方センチメートル以下のもの	○
1212・21-2	まくれあまのり属、あかねぐものり属、ポルフィラ属、あまのり属又はべにたさ属の食用の海草及びこれを交えた食用の海草(関税率表第1212・21号の1に掲げるものを除く。)	○
1212・21-3	その他の食用の海草(ひとえぐさ属、あおさ属(たれつあおのり、ひらあおのり、きぬいとあおのり、ぼうあおのり、うすばあおのり、みなみあおのり又はすじあおのりに限る。)、ごへいこんぶ属又はこんぶ属(あつばすじこんぶを除く。))のものに限る。)	○
2001・90 2008・97-2 2008・99-2 2103・90	海草の調製食料品(ひとえぐさ属、あおさ属(たれつあおのり、ひらあおのり、きぬいとあおのり、ぼうあおのり、うすばあおのり、みなみあおのり又はすじあおのりに限る。)、ごへいこんぶ属、こんぶ属(あつばすじこんぶを除く。)、まくれあまのり属、あかねぐものり属、ポルフィラ属、あまのり属又はべにたさ属のものに限る。)	○

第2 モントリオール議定書附属書に定める規制物質

品	目
オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下「モントリオール議定書」という。)附属書AのグループIに属する物質(次に掲げるものを除く。)	
イ	二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの
ロ	当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの
ハ	試験研究又は分析に用いられるもの
モントリオール議定書附属書AのグループIIに属する物質(次に掲げるものを除く。)	
イ	二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの
ロ	当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの
モントリオール議定書附属書Bに掲げる物質(次に掲げるものを除く。)	
イ	二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの

の ロ 当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの ハ 試験研究又は分析に用いられるもの
モントリオール議定書附属書Cに掲げる物質（次に掲げるものを除く。） イ 二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの ロ 当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの ハ 試験研究又は分析に用いられるもの
モントリオール議定書附属書Eに掲げる物質（次に掲げるものを除く。） イ 二の表の第2に基づき輸入の承認を受けなければならない者が輸入するもの ロ 当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるもの ハ 試験研究又は分析（大気中の当該物質の濃度又は物品若しくは植物に混入し、若しくは付着している当該物質の量の測定、当該測定に用いる計量器の校正及び試験研究（当該物質の使用により得られる効用と当該物質に代替する物質の使用により得られる効用との比較を目的として行うもの（試験研究施設の建物内において行うものに限る。）、当該物質を物質の合成の実験のための試薬として使用するもの（当該物質が破壊されるものに限る。）又は当該物質の毒性に関するものに限る。）に限る。）に用いられるもの ニ 貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるもの
モントリオール議定書附属書Fに掲げる物質（当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるものを除く。）

二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるときは、次の表の第1に掲げる貨物及び同表の第2に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項目 番号	関税率表 の番号等	貨 物 名
大 西 洋 ま ぐ ろ 類 の 保 存 の た め の 国 際 条 約 の 締 約 国 及 び 協 力 的 な 非 締 約 国 （ 地 域 を 含 む 。 ） 以 外 の 国 又 は 地 域 （ 当 該 国 又 は 地 域 を 原 産 地 と す る 場 合 に 限 る 。 ）		0302・35 0302・91-2 0302・99-1 0302・ 99-2-(2) 0304・49-2 0304・59-2	くろまぐろ（大西洋又は地中海において蓄養された生鮮又は冷蔵のトゥヌス・ティヌスに限る。）
み な み ま ぐ ろ の 保 存 の た め の 条 約 の 締 約 国 及 び 協 力 的 な 非 締 約 国 （ 地 域 を 含 む 。 ） 以 外 の 国 又 は 地 域 （ 当 該 国 又 は		0302・36 0302・91-2 0302・99-1 0302・ 99-2-(2) 0304・49-2	みなみまぐろ（生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに限る。）

地域を原産地とする場合に限る。)		0304・59-2	
中華人民共和国、北朝鮮及び台湾		0301・91-2 0301・99-2 0302・11 0302・13 0302・14 0302・19 0302・91 0302・99 0303・11 0303・12 0303・13 0303・14 0303・19 0303・91 0303・99 03・04 0305・20 0305・39 0305・41 0305・43 0305・49 0305・59 0305・69 0305・72 0305・79 0309-10 1604・11 1604・19 1604・20	さけ及びます並びにこれらの調製品
本邦の区域に属さない海面（当該海面を船積地域とする場合に限る。）（外国の港湾内で船積みされた場合及び本邦から出漁した漁船によって輸入される場合であって、本邦以外から出漁した船舶から転載されたものでない場合を除く。）	1	0106・12 0208・40 0210・92 1504・30 1521・90 16・01 1602・10 1602・20 1602・31 1602・39 1602・49 1602・50 1602・90	海棲哺乳動物及びその調製品（鰭脚下目を除く。）

		2301・10 23・09	
	2	0208・40 0210・92 03・01 03・02 03・03 03・04 03・05 03・06 03・07 03・09 1504・10 1504・20 15・06 16・04 16・05 2106・90 2301・20 23・09	魚、甲殻類その他の水棲動物及びこれらの調製品
	3	05・04 05・06 05・07 05・08 0511・91 0511・99	動物性生産品（海棲動物、魚、甲殻類及び軟体動物に係るものに限る。）
	4	1212・21 1212・29 2001・90 2008・97 2008・99 2103・90	海草及びその調製品
イラク		97・01 97・02 97・03 97・04 97・05 97・06	平成二年八月六日以降にイラクにおいて不法に取得された文化財（三の六の(2)に掲げる特定外国文化財及び三の六の(3)に掲げる被占領地域流出文化財を除く。）
北朝鮮			全貨物
リビア			輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物
ソマリア		44・02	木炭

シリア	1		輸出貿易管理令別表第一の一の項（十三）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十三の二）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十四）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十六）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）及び同表の三の項（一）に掲げる貨物
	2	97・01 97・02 97・03 97・04 97・05 97・06	平成二十三年三月十五日以降にシリアにおいて不法に取得された文化財（三の六の(2)に掲げる特定外国文化財及び三の六の(3)に掲げる被占領地域流出文化財を除く。）
ウクライナ（クリミア自治共和国、セヴァストポリ特別市、「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地とする場合に限る。）			全貨物
ロシア（原油及び石油製品についてはロシアを原産地とする場合に限る。）	1	22・03 22・04 22・05 22・06 2207・10 22・08	アルコール飲料
	2	27・09 27・10	原油及び石油製品（廃油及び三の七の(9)に掲げるものを除く。）
	3	4401・21 4401・22 44・03 44・08	木材（チップ、丸太及び単板）
	4	7102・10 7102・31 7102・39	ダイヤモンド（三の七の(10)に掲げるものを除く。）
	5	84・07 84・09 84・12 84・13 84・14 84・15 84・18 84・19	機械類・電気機械

		84・21 84・22 84・24 84・28 84・31 84・43 84・50 84・62 84・66 84・71 84・73 84・77 84・79 84・81 84・82 84・83 87・03 87・08 87・11 87・14	
イラン			輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第 三百七十八号）別表第一の一の項及び 二の項の中欄に掲げる貨物、同表の三 の項（二）７に掲げる貨物（六ふっ化 ウランに対して耐食性のある材料を用 いたペローズ弁に限る。）、同項（二） ９に掲げる貨物（ウラン同位元素の分 離用の装置に用いられる真空ポンプに 限る。）並びに同表の四の項の中欄に掲 げる貨物

第２ ワシントン条約動植物及びその派生物、モントリオール議定書附属書に定める物質及び製品、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定物質等並びに水銀に関する水俣条約に定める水銀

１ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）の締約国及び同条約の管理当局に準ずる当局を有する国又は地域（以下「締約国等」という。）以外の国又は地域を原産地又は船積地域とする同条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品をいう。以下同じ。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（クロトガリザメ、ヨシキリザメ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フスコギルヴァを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあっては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）並びに同条約の締約国等以外の国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物

２ モントリオール議定書の締約国（地域を含む。）以外の国又は地域を船積地域とす

るモントリオール議定書附属書 A から C まで及び E に掲げる物質並びに同議定書附属書 D に掲げる製品

3 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締約国（地域を含む。）以外の国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁止法」という。）第二条第五項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するもの（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成七年政令第百九十二号）別表二の項の第三欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の 1 % 以下のもの、同項の第四欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の 10 % 以下のもの及び個人的使用に供される小売用の包装にしたもの（瓶、缶、チューブその他の容器に詰められたものを含む。）を除く。）

4 水銀に関する水俣条約の締約国（地域を含む。）以外の国又は地域を船積地域とする水銀に関する水俣条約第三条 1 (a) に規定する水銀

二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第 1 に掲げる貨物及び同表の第 2 に掲げる貨物を輸入するときとする。

第 1

関税率表の 番 号 等	品 目	備考
26・12	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）	
2844・10	天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金（フェロウランを除く。）、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	○
2844・20	ウラン 235 を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン 235 を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金（フェロウランを除く。）、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	○
2844・30	ウラン 235 を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン 235 を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金（フェロウランを除く。）、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	○
2844・43	関税率表第 2844・41 号及び第 2844・42 号に掲げるもの以外の放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有するその他の合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物のうち、核分裂性同位元素に係るものに限る。	○
2844・50	使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）	
3002・42	口蹄疫ワクチン（治験用のものを除く。）	○
36・01	火薬	
36・02	爆薬	
36・03	導火線、導爆線、火管、イグナイター（次に掲げるものを除く。）及び雷管 イ 火薬 0.1 グラム以下のイグナイターのうち、黒色火薬を使用し電気により点火する構造のもの ロ 火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）第一号の要件を満たす火工品	○

	(イグナイターに限る。)	
7102・10	ダイヤモンド (三の 8 の (8) の手続により輸入されるものを除く。)	
7102・21	ダイヤモンド (三の 8 の (8) の手続により輸入されるものを除く。)	
7102・31	ダイヤモンド (三の 8 の (8) の手続により輸入されるものを除く。)	
8109・91	ジルコニウムの管 (原子炉本体を構成するために設計又は製造されたものであって、ハフニウムの重量がジルコニウムの重量の 500 分の 1 未満のものに限る。)	○
8401・10	原子炉	
8401・30	核燃料要素 (カートリッジ式で未使用のものに限る。)	
8401・40	原子炉の部分品	
84・11	軍用航空機用原動機 (部分品を除く。)	○
8412・10	軍用航空機用原動機	○
8412・39	軍用航空機用原動機	○
8412・80	軍用航空機用原動機	○
87・10	戦車その他の装甲車両 (自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。) 及びその部分品	
88・02	軍用航空機 (関税率表第 8802・60 号に掲げるものを除く。)	○
88・06	軍用無人航空機	○
89・06	軍艦	○
9030・10	電離放射線の測定用又は検出用の機器 (核燃料物質を含むものに限る。)	○
9030・90	電離放射線の測定用又は検出用の機器 (核燃料物質を含むものに限る。) の部分品及び附属品 (核燃料物質を含むものに限る。)	○
93・01	軍用の武器	
93・02	けん銃	
93・03	その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの	
93・04	その他の武器 (ぬんちゃく及び三節こんを除く。)	○
93・05	関税率表第 93・01 項から第 93・04 項までの物品の部分品及び附属品 (次に掲げるものを除く。) イ 関税率表第 9305・99 号であって、次のいずれかに掲げるもの (1) ぬんちゃく又は三節こんの部分品及び附属品 (2) 水中銃の部分品及び附属品 (もり先、もり及びもりを射出するために使用されるスリングゴムを除く。) (3) プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジションレザー製又は紡織物用繊維製の部分品及び附属品 (ぬんちゃく、三節こん又は水中銃のものを除く。) ロ 三脚その他の特殊な支持具 ハ 銃用のつり帯及びバンド並びに銃身又は銃床の環 ニ 銃の反動吸収器で取外しができるもの ホ 撃針を保護するための空撃ちケース ヘ 銃の薬室に弾が装填されていないことを確認するために装填する器具 ト 銃を発射する際に頬を保護するためのパッド	○
93・06	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品 (散弾を含み、カートリッジワッドを除く。)	○
93・07	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品 (刀	○

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに水銀による環境の汚染の防止に関する法律に定める特定水銀使用製品等

1 ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物(みんく鯨、みなみみんく鯨(くろみんく鯨)、いわし鯨(北太平洋の個体群並びに東経0度から東経70度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。以下同じ。)、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨、つち鯨、ヨゴレ、イトマキエイ科全種及びジンベイザメを除く。)又は植物(人工的に繁殖させた交配種を除く。)並びにこれらの個体の一部及び派生物(二の表の第2に基づき二号承認を受けるべきものを除く。)

2 以下のいずれかに該当するもの

(1) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等(同法第十四条第一項の認定を受けた者が、同法第十五条第一項の認定を受けた者が同項の認定に係る有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書ⅣBに掲げる処分作業を行うために使用する目的で輸入しようとする特定有害廃棄物等及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第六十一号)第二十四条第二項に規定する特定外国船舶であって、その輸入につき同項の規定により特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第八条の規定を適用しないこととされたものを除く。)

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物(同条第四項第二号に掲げる船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物を除く。)

3 化学兵器禁止法第二条第三項に規定する特定物質

4 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)第二十四条第一項に規定する政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書A又は附属書Bに掲げる化学物質が使用されているものに限る。)

5 水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)第二条第一項に規定する特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1 この公表において「関税率表」とは、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表の関税率表をいい、「関税率表の番号等」とは、関税率表の番号及び同表又は関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一の品名欄に掲げる物品が、その欄において細分類されている場合における当該細分類の項目に付された数字又は符号をいう。

2 非自由化品目、二の表の第1及び二の二の表の第1に掲げる貨物の範囲の決定は、関税率表の各号の規定の範囲内で、かつ、同表の各号及び部又は類の注の規定による。

- 3 非自由化品目及び二の二号承認を受けるべき貨物について、一の表の第1及び二の二の表の第1の備考欄において○を付されたものは、関税率表の番号等の規定する品目の一部のみが非自由化品目及び二の二号承認を受けるべき貨物であることを示す。
- 4 非自由化品目及び一の表の第2の貨物の輸入割当申請の期日、申請書の提出先、添付書類その他必要な事項は、別に定めるところによる。
- 5 二の表の第1及び第2並びに二の二の表の第1及び第2の承認の申請の期日、申請書の提出先、添付書類その他必要な事項は、別に定めるところによる。
- 6 (1) 治験用の微生物性ワクチン（口蹄疫ワクチンに限る。以下同じ。）を輸入しようとする者は、当該輸入に係る微生物性ワクチンが治験用であることについての農林水産大臣の確認を受けなければならない。
- (2) 文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律（平成十四年法律第八十一号）第三条第二項の規定に基づき指定された特定外国文化財を輸入しようとする者は、当該輸入に係る文化財が同法第三条第一項の通知を外務大臣に対して行った国への返還を必要としないものであることについての文部科学大臣の確認を受けなければならない。
- (3) 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十二号）第二条第四号に規定する被占領地域流出文化財を輸入しようとする者は、当該輸入に係る被占領地域流出文化財が、同法第四条第一項の要請に基づき、本邦において一時的に保管すべきものであることについての文部科学大臣の確認を受けなければならない。
- (4) まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入しようとする者（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者を除く。）は、別に定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けなければならない。
- (5) 冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入しようとする者（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者を除く。）は、別に定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けなければならない。
- 7 (1) めろを輸入しようとする者（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者を除く。）は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。
- (2) 次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物、同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物又は同表の三の項の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物であって、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（クロトガリザメ、ヨシキリザメ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フスコギルヴァを除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表の第2に基づき二号承認を受けるべきもの並びに(3)及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

	国	種	貨物
--	---	---	----

一	ボツワナ	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（アフリカゾウに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
	ナミビア	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（アフリカゾウに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
	南アフリカ共和国	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（アフリカゾウに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
	ジンバブエ	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（アフリカゾウに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
	全地域	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種であって、次のいずれかに該当するもの イ 船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）がワシントン条約に基づき発給する輸出許可書又は再輸出証明書の出所の区分が「不明」又は「条約適用前取得」であるサイガ ロ 管理当局等がワシントン条約に基づき発給する輸出許可書又は再輸出証明書の出所の区分が「成体に育つまで生き残る確率が極めて低いと考えられる野生から、卵又は幼体が採取され、管理された環境下で育成」であるヨーロッパウナギ	動物並びにその個体の一部及び派生物
二	アメリカ合衆国	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（アドリアティクスタージョン、カラチョウザメ、ミカドチョウザメ及びダウリアチョウザメに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
三	インド	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（ダルベルギア・シッソ及びダルベルギア・ラティフォリアを除く。）及びインドが同条約附属書Ⅲに掲げた種	動物及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物
	イスラエル	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種及びイスラエルが同条約附属書Ⅲに掲げた種	動物及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物
	ヨルダン	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（クロサンゴ目、アオサンゴ科、イシサンゴ目及びクダサンゴ科に属するものに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
	パプアニューギニア	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（ラン科に属するものに限る。）	植物並びにその個体の一部及び派生物

	フィリピン	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（動物界に属するものに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物
	タンザニア	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（キエリクロボタンインコに限る。）	動物並びにその個体の一部及び派生物

- (3) ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属する生きている動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨、つち鯨、ヨゴレ、イトマキエイ科全種及びジンベイザメ（８の(2)に掲げる貨物を除く。）に限る。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する生きている動物（クロトガリザメ、ヨシキリザメ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フスコギルヴァを除く。）及び同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する生きている動物（当該動物を附属書Ⅲに掲げた国を原産地とするものに限る。）であって、二の表の第２に基づき二号承認を受けるべきもの及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものの以外のもを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。
- (4) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号。以下「種の保存法施行令」という。）別表第一の表二に掲げる国内希少野生動植物種（種の保存法施行令別表第三に掲げる特定第一種国内希少野生動植物種を除く。）の個体等（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号。以下「種の保存法」という。）第六条第二項第四号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品をいう。以下同じ。）であって、二の表の第２に基づき二号承認を受けるべきもの及び８の(5)のロに掲げる貨物以外のもを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。
- (5) 当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用される、モントリオール議定書附属書Ａに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Ｂに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Ｃに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Ｅに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）及び同議定書附属書Ｆに掲げる物質を輸入しようとする者は、当該物質が当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。
- (6) 試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書ＡのグループⅠに属する物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Ｂに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）、同議定書附属書Ｃに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）及び同議定書附属書Ｅに掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）を輸入しようとする者は、試験研究又は分析（同議定書附属書Ｅに掲げる物質にあっては、大気中の当該物質の濃度又は物品若しくは植物に混入し、若しくは付着している当該物質の量の測定、当該測定に用いる計量器の校正及び試験研究（当該物質の使用により得られる効用と当該物質に代替する物質の使用により得られる効用との比較を目的として行うもの（試験研究施

設の建物内において行うものに限る。)、当該物質を物質の合成の実験のための試薬として使用するもの(当該物質が破壊されるものに限る。)又は当該物質の毒性に関するものに限る。)に限る。)に用いられるものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。

- (7) 貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるモンテリオール議定書附属書Eに掲げる物質(経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。)を輸入しようとする者は、貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。
- (8) 次の表の上欄に掲げる国又は地域を船積地域とする下欄に掲げる貨物を輸入しようとする者(経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者を除く。)は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

国・地域	貨物	
	関税率表の番号等	貨物名
ロシア	〇三〇六・一四 〇三〇六・九三 一六〇五・一〇	冷凍したかに その他のかに(冷凍したものに限る。) かに調製品(気密容器入りのもの又は米を含むものを除く。)
ロシアを除く国又は地域	〇三〇六・一四 〇三〇六・九三―二	冷凍したかに(たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。) その他のかに(冷凍したもののうち、たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。)

- (注) ロシアを除く国又は地域のうち、外国為替及び外国貿易法における附属の島に関する命令(昭和二十五年総理府・大蔵省・通商産業省令第一号。以下「命令」という。)において、当分の間、附属の島から除いた地域については、経済産業大臣の確認の対象となる貨物は、冷凍したかに(関税率表第〇三〇六・一四号に掲げるもの)、その他のかに(関税率表第〇三〇六・九三号に掲げるもののうち、冷凍したものに限る。)及びかに調製品(関税率表第一六〇五・一〇号に掲げるもので、気密容器入りのもの又は米を含むものを除く。)とする。

- (9) 次の表の上欄に掲げる国を原産地とする下欄に掲げる貨物を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

国・地域	貨物	
	関税率表の番号等	貨物名
ロシア	二七・〇九	原油であって、次のいずれかに該当するもの イ その価格が、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上限価格を定める件(令和四年外務省告示第四百四号。ロにおいて「上限価格を定める外務省告示」という。)別表1に定める原油の価格(ロにおいて「原油の上限価格」

		という。)以下のもの ロ 上限価格を定める外務省告示の改正により、上限価格を定める外務省告示別表1に定める原油の上限価格を引き下げた場合における当該改正の日の前日において上限価格を定める外務省告示別表1に定められている上限価格以下のもの（イに掲げるものを除く。）であって、令和七年十月十七日までに本邦において船卸しをするもの ハ 「サハリン2」プロジェクトにおいて生産されたもの
	二七・一〇	石油製品（廃油を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの イ 関税定率表第二七〇・一二号、第二七〇・一九号又は第二七〇・二〇号に該当するもののうち、揮発油（ナフサを除く。）、灯油又は軽油（ロにおいて「揮発油等」という。）であって、その価格が、上限価格を定める外務省告示別表2に定める石油製品の価格以下のもの ロ 揮発油等以外のものであって、その価格が、上限価格を定める外務省告示別表3に定める石油製品の価格以下のもの

（注） 原油及び石油製品の「価格」とは、本邦又は第三国へ海上において輸送される原油及び石油製品の価格であって、関税定率法第四条第一項に規定する課税価格に相当する価格から同項各号に規定する運賃等に相当する額をその含まれている限度において除いた価格をいう。

(10) ロシアを原産地とするダイヤモンド（関税率表第七〇二・一〇号、第七〇二・三一号及び第七〇二・三九号に掲げるものに限る。）であって、一個あたりの重量が0.5カラット未満のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

8 次の(1)から(10)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(10)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(1) けしの実については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類（当該陸揚港を管轄する地方厚生局麻薬取締部、地方厚生支局麻薬取締部又は地方麻薬取締支所が発行したものに限る。）

(2) アイスランド、ノルウェー、パラオ又はセントビンセントを船積地域とするワシントン条約附属書Ⅰに掲げる動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、ながす鯨及びまっこう鯨に限る。）及びその調製品については、次のイ及びロに掲げる書類

イ 当該船積地域に係る国の管理当局がワシントン条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原本

ロ 当該船積地域に係る国において適法に捕獲されたものであることについての水産庁長官の確認書

- (3) ワシントン条約の締約国等を船積地域とする同条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨、つち鯨、ヨゴレ、イトマキエイ科全種及びジンベイザメに限る。）又は植物（人工的に繁殖させた交配種に限る。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（７の(3)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきもの及び(2)に掲げるものを除く。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（クロトガリザメ、ヨシキリザメ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトウリア・フスコギルヴァを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあっては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）であって、二の表の第２に基づく二号承認を受けることを要しないもの及び７の(2)から(4)までに基づき経済産業大臣の確認を受けることを要しないものについては、管理当局等が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原本
- (4) ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物（二の表の第２に基づき二号承認を受けるべきもの及び７の(2)から(4)までに基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）については、次の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地及び中欄に掲げる船積地域の区分に応じ下欄に掲げる書類

当該動物又は植物の原産地	船 積 地 域	提 出 書 類
当該動物又は植物を附属書Ⅲに掲げた国	当該動物又は植物の原産地に係る国	ワシントン条約に基づき管理当局等が発給する輸出許可書の原本
	ワシントン条約の締約国等（当該動物又は植物の原産地に係る国又は地域を除く。）	再輸出証明書又は船積地域内で加工されたものであることを証する書面（以下「加工証明書」という。）の原本（いずれもワシントン条約に基づき管理当局等が発給するものに限る。）
当該動物又は植物を附属書Ⅲに掲げた国を除く国又は地域	ワシントン条約の締約国等	ワシントン条約に基づき管理当局等が発給する再輸出証明書若しくは加工証明書又は原産地に係る国若しくは地域の公的機関が発給する原産地証明書の原本
	ワシントン条約の締約国等以外の国又は地域	原産地に係る国又は地域の公的機関が発給する原産地証明書の原本

- (5) イ 種の保存法第四条第二項に規定する希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定第一種国内希少野生動植物種を除く。）の個体等（二の表の第２に基づき二号承認を受けるべきもの、二の二の表の第２に基づき二の二号承認を受けるべきもの、(3)及びロに掲げるもの及び７の(2)から(4)までに基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）については、当該個体等の輸出を許可した

旨の輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国が当該個体等の輸出を許可に係らしめていない場合にあっては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、又は繁殖させた旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書）

ロ アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する種の保存法施行令別表第一の表一及び別表第二の表一に掲げる種の個体等（二の二の表の第2に基づき二の二号承認を受けるべきもの並びに7の(2)及び(3)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）については、学術研究又は繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書

(6) 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。）第二条第二項に定める放射性同位元素については、次のイ又はロに掲げる書類

イ 放射性同位元素の使用の許可を受けた者にあっては、放射性同位元素等の規制に関する法律第九条第一項に規定する許可証の写し

ロ 放射性同位元素の使用の届出又は販売若しくは賃貸の業の届出を行った者にあっては、届出を行ったことを示す証明書

(7) 生鮮若しくは冷蔵のくろまぐろ、みなみまぐろ又はめかじき（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）については、それぞれ、くろまぐろ漁獲証明書若しくはくろまぐろ再輸出証明書、みなみまぐろ漁獲証明書若しくはみなみまぐろ再輸出証明書又はめかじき統計証明書若しくはめかじき再輸出証明書

(8) ダイヤモンド（関税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・二一〇号及び第七一〇二・三二一〇号に掲げる貨物に該当し、かつ、その容器又は包装が開いていないものであって、その容器又は包装に開かれた跡がないものに限る。ただし、二の表の第1に基づき二号承認を受けるべきもの及び7の(10)に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものであってその確認を受けていないものを除く。）については、平成十四年十一月五日にインターラーケンで採択されたダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書（当該証明書に係るダイヤモンドが当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類をいう。）

(9) 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項に規定する農薬（当該農薬が同法第三条第一項ただし書に該当する場合を除く。）については、同法第三条第一項に規定する登録を受けたことを証する書類

(10) 次の表の上欄に掲げる国又は地域を船積地域とする中欄に掲げる貨物（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）については、上欄に掲げる国又は地域に応じ下欄に掲げる書類

国・地域	貨物		提出書類
	関税率表の番号等	貨物名	
ロシア	〇三〇六・三三 〇三〇六・九三	生きている、生鮮の及び冷蔵したかに その他のかに（冷凍してないものに限る。）	ロシア政府が発給した証明書の原本
ロシアを除く国又は地域	〇三〇六・三三	生きている、生鮮の及び冷蔵したかに（たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。）	原産地を証明する書類等

(注) ロシアを除く国又は地域のうち、命令において、当分の間、附属の島から除いた地域については、書類の提出の対象となる貨物は、生きている、生鮮の及び

冷蔵したかに（関税率表第〇三〇六・三三号に掲げるもの）並びにその他のかに
（関税率表第〇三〇六・九三号に掲げるもののうち、冷凍してないものに限る。）
とする。

附 則（抄）

（平成十八年十月十三日告示第三百八号）

この告示による改正後の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表二の表の第1の北朝鮮の項の規定は、令和九年四月十三日限り、その効力を失う。